平成 第四千二 置 干 -四号

人社会菜福

会祉法

一前五 一田所 二野川 の目原

字市大峰字

行動援護

ター 造 セパー ンパー

原子字山元四6

の字

宗平 亭成

日日

目 次

告

示

道路の供用の開始.... 道路の区域の変更. 身体障害者福祉法による医師の指定 障害福祉サービス事業者の指定.....

建設業者の許可の取消し.

告

県東

民 制

局域

:

示

青森県告示第七百五十八号

う者を指定したので、 百二十三号) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成十七年法律第 第二十九条第一項の規定により、 同法第五十一条第一号の規定により公示する。 次のとおり障害福祉サービス事業を行

平成二十八年十二月五日

青森県知事 Ξ

村 申

吾

業^福 業祉 たる事 サ 1 務所 ビ 者ス 地の のサ障種 | 害 ビ福 ス祉 類 名 称 所 在 地 年指 月 日定

名

称

所主

事指

定 障

害

合同会社く 合同会社く 番町七の二八十和田市西十二 番町七の二八十和田市西十二

介重 護度 訪問

くらすけっ

番町七の二八十和田市西十二

11

居宅介護

くらすけっ

番町七の二八十和田市西十二

11

(月月年 曜五 せが活特 工る動定 房し法人 あって わって利 田つ 一五の-七木造増

せが活特 工る動定 房し法非 あつつ利

田つ

1 一五の市

七木造

"

増

青森県告示第七百五十九号

(障害福祉課) ...

同

道 道

課

: :

同 路

:

三月青森県規則第二十六号)第五条の規定により告示する。 り次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則 身体障害者福祉法 (昭和二十四年法律第二百八十三号) 第十五条第一項の規定によ (昭和六十二年

平成二十八年十二月五日

青森県知 事 Ξ 村 申

吾

山本 達也 名 名 部弘 勤 部附属病院知前大学医学 務 す 称 る 五弘 三前 所 病 市大字本町 在 院 地 等 小児科 診 療 (肢体不自由) 科 目 兲平 荢^成 年指 月 日定

氏

青森県告示第七百六十号

道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、 次のとおり

道路課において一般の縦覧に供する。 なお、 その関係図面は、告示の日から平成二十九年一月四日まで青森県県土整備部

平成二十八年十二月五日

青森県知 事 Ξ 村 申 吾

			,	
				悉図
	1			番図 号面
	国			種道 路
	道			類の
	四五四号			路線
	与 			名
	三戸郡五戸町大字倉石中市字前田九六の一まで三戸郡五戸町大字倉石中市字中市下川原一〇九から			变
				更
				Ø
				X
				間
				前変
		後	前	後更別の
	二〇・四〇メートルまで七・五〇メートルから	一一・五〇メートルまで九・〇〇メートルから	一一・五〇メートルまで九・〇〇メートルから	敷地の幅員
	九二・〇〇メートル	八三・五〇メートル	八三・五〇メートル	敷地の延長

備考

青森県告示第七百六十一号

道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次のとおり

道路課において一般の縦覧に供する。 なお、 その関係図面は、告示の日から平成二十九年一月四日まで青森県県土整備部

平成二十八年十二月五日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

国道四五四号 路 線 名 九から で 供 用 開 始 の X 間 平成三十三十 の供 期 期 開 日始 Ħ.

告

公

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり

平成二十八年十二月五日

商号又は名称 株式会社今材木店

青森県知事

Ξ

村

申

吾

= 代表者の氏名 今 寿夫

 \equiv 主たる営業所の所在地 青森市大字合子沢字山崎二九五の三

兀 許可番号 青森県知事許可 (般 二三) 第一七四〇三号

取消しに係る建設業の許可 取消年月日 平成二十八年十一月二十二日

五

大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業及び内装仕上工事業

七 に係る一般建設業の許可 取消しの原因となった事実

する。 出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当 平成二十八年十一月二十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目 | 番七七号(印刷所・販売人)

定価小口一枚二付十五円四十四銭 毎週月・水・金曜日発行